

令和5年度 第6回三沢市地域公共交通会議

案件1

三沢市デマンド型乗合タクシー実証運行
期間の延長について

はじめに

三沢市デマンド型乗合タクシー実証運行は現在、大空交通株式会社により、令和5年12月20日から令和6年3月30日までの期間で実施されています。

今後のデマンド型乗合タクシーの本格運行に向け、実証運行における利用状況や課題等を確認し、現行の運行内容の見直しを行うため、実証運行期間を一定期間は確保する必要があると考えております。

つきましては、今回の協議により同一事業者で現行の運行内容にて、運行期間を令和6年11月末まで延長をしたいと考えております。

なお、当該実証運行については道路運送法第21条許可（以下「21条許可」という。）を受け実施しており、4月以降の期間延長に係る21条許可申請に先立ち、公共交通会議において実証運行の内容について協議するものであります。（21条許可の標準処理期間は概ね2カ月程度）

【参 考】

道路運送法（抜粋）

（乗合旅客の運送）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

一 災害の場合その他緊急を要するとき。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

道路運送法施行規則（抜粋）

（乗合旅客運送の許可申請）

第十九条 法第二十一条第二号の規定により、乗合旅客の運送の許可を申請しようとする者は、次の事項を記載した乗合旅客運送許可申請書を提出するものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 運送しようとする旅客

三 運送しようとする期日又は期間

四 運送しようとする区間又は区域

五 運行時刻（運行時刻を定めないものにあつては、運行する時間帯）

六 使用する自動車の種別ごとの数

七 運送を必要とする理由

実施期間	変更前 令和5年12月20日（水）～令和6年3月30日（土） 変更後 令和5年12月20日（水）～令和6年11月30日（土）※ ※運行は月曜日から土曜日の予約があったときのみ（但し、日・祝・年末年始12/31～1/3は運休）
運行態様	区域運行（道路運送法施行規則第3条の3） ※事前に設定した乗降ポイント間を運行する【自由経路ミーティングポイント型】
利用時間	8：30～16：50（P3参照）
運行車両	定員10名ワンボックス車両（乗客定員9名）又は 定員5名セダン車両（乗客定員4名）（P4参照）
利用者	主に三沢市北部及び東部地区住民（誰でも利用可能）
利用方法	電話のみ（事前予約制） 予約受付時間及び期間：受付時間は8時から17時まで、期間は利用日の1週間前から受け入れ、 締め切りは午前利用（1便目～4便目）の場合は前日まで、 午後利用（5便目～7便目）の場合は当日の11時まで
運行経路	予約に基づき、ミーティングポイント間を運行
利用料金	北部地区 乗合あり500円（450円）、乗合なし1000円（900円） 東部地区 乗合あり300円（270円）、乗合なし600円（540円） ※（ ）内は1割引適用後料金 詳細は別紙のとおり（P4参照）
運行区間	別紙のとおり（資料1-2参照）
運行事業者	大空交通 株式会社（青森県三沢市日の出1丁目94-341）
道路運送法上の 位置づけ	道路運送法第21条による運行 （国土交通大臣の許可を受けた場合における、貸切バス事業者、タクシー事業者による乗合旅客の運送）

変更なし

便		行き (北部・東部 → 市街地)			帰り (市街地 → 北部・東部)			予約受付 締切
		発		着	発		着	
午前	1便	8:30~9:00	→	9:10~9:40				前日17時 まで
	2便	9:20~10:00	→	10:10~10:40				
	3便				10:10~10:50	→	11:00~11:30	
午後	4便	12:30~13:00	→	13:10~13:40				当日11時 まで
	5便				13:10~13:40	→	13:50~14:20	
	6便	15:00~15:30	→	15:40~16:10				
	7便				15:40~16:10	→	16:20~16:50	

変更なし

■運行車両

定員10名ワンボックス車両（乗客定員9名）又は
定員5名セダン車両（乗客定員4名）

※基本的には、定員10名ワンボックス車両が運行し、
状況により追走便は定員5名セダン車両する場合がある。



変更なし

■利用料金

北部地区 乗合あり500円（450円）、乗合なし1000円（900円）

東部地区 乗合あり300円（270円）、乗合なし600円（540円）

※（ ）内は1割引き適用後料金 詳細は下記のとおり

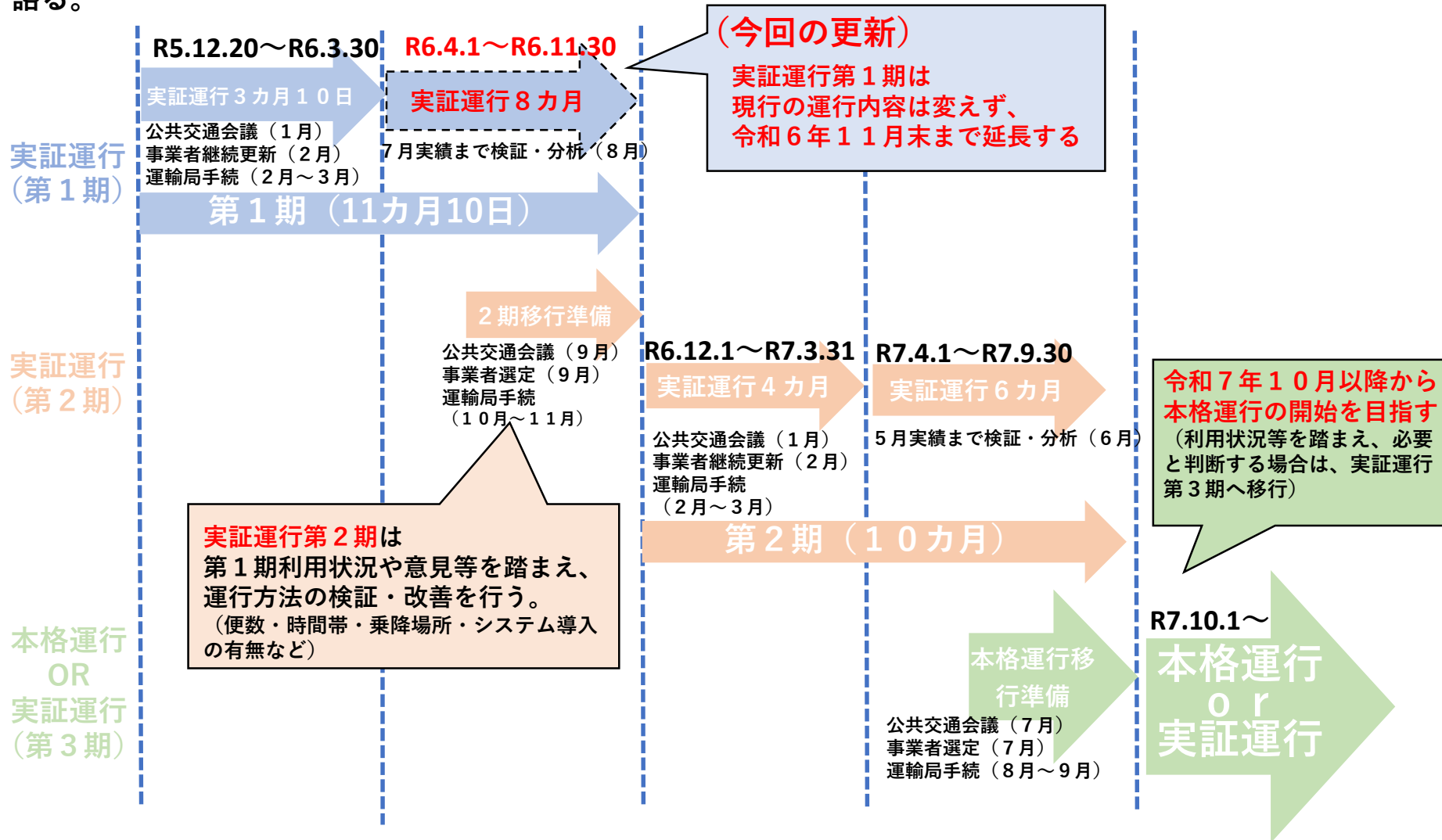
【特別運賃条件】

- ・小学生（保護者同伴）、障がい者手帳提示（**1割引**）運賃
- ・高校生はバス通学定期券（証明書）提示で（**1割引**）運賃
- ・免許返納者は運転経歴証明書提示で（**1割引**）運賃
- ・未就学児**無料**（要保護者同伴）

■今後の予定

実証運行による**利用状況等を把握するため、現行の運行方法で期間を延長する。**

今後、利用状況の把握するうえで、利用者アンケート等を実施し、次回の実証運行の運行方法の検証・改善をしていくものとする。運行方法の見直しや期間延長にあたっては必要の都度、地域公共交通会議に諮る。



これまでの経緯

【令和4年度】

令和4年6月30日
令和4年11月9日

三沢市地域公共交通計画策定
第1回交通事業者意見交換会

バス（十鉄）①公共交通の再編、タクシー（市内4社）②新しい移動サービス

第2回地域公共交通会議（案件：三沢市地域公共交通計画に係る具体的な取組み方針について）

令和4年12月6日
令和4年12月19日
令和4年12月21日
令和5年2月13日

第1回住民懇談会（北部地区）案件：①移動のお困りごと、②新しい移動サービス

第1回住民懇談会（東部地区）案件：①移動のお困りごと、②新しい移動サービス

第2回交通事業者意見交換会

バス（十鉄）①公共交通の再編、タクシー（市内4社）②新しい移動サービス

第2回住民懇談会（北部地区）案件：新しい移動サービスについて

第2回住民懇談会（東部地区）案件：新しい移動サービスについて

令和5年2月24日
令和5年2月27日
令和5年3月28日

第4回地域公共交通会議（案件：新たな交通サービス、次年度スケジュール）

【令和5年度】

令和5年5月～6月
令和5年6月27日
令和5年7月中旬
令和5年7月31日

タクシー会社に対する意向調査（仕様書案、予約業務対応可否）

第1回地域公共交通会議（報告：デマンド交通及びバス路線再編に向けた取組み状況）

タクシー会社に対するヒアリング（課題等抽出）

第2回地域公共交通会議（案件：デマンド交通の具体的な取組方針について）

※ドアツードア型からミーティングポイント型、開始時期を10月から12月に変更

令和5年8月～
令和5年9月～
令和5年9月27・28日
令和5年10月6日
令和5年10月16日
令和5年10月17日

ミーティングポイント現地調査

ミーティングポイント設置施設へ協力依頼（表示板設置位置、乗降ポイント設定）

第3回住民懇談会（北部、東部地区）

第3回地域公共交通会議（案件：デマンド型乗合タクシー実証運行について）書面協議（同意※10月16日）

デマンド型乗合タクシー実証運行業務委託の入札会

デマンド型乗合タクシー実証運行業務委託の契約締結（大空交通株）

※同日、交通事業者が東北運輸局へ申請（標準処理期間2カ月）

第4回地域公共交通会議（報告：デマンド型乗合タクシー実証運行の実施について）

令和5年10月27日
令和5年11月1日
令和5年11月29日
令和5年12月1日

デマンド型乗合タクシー実証運行周知 ※広報みさわ11月（お知らせ）、ホームページ掲載

デマンド型乗合タクシー実証運行周知 ※マックチャンネル放映開始（1分程度）毎日放送

デマンド型乗合タクシー実証運行周知 ※広報みさわ12月（お知らせ）、

チラシ等を北部・東部地区へ配布、市ホームページ掲載（デマンド・バス時刻改正のお知らせ）

令和5年12月4日・5日
令和5年12月15日
令和5年12月18日
令和5年12月20日







デマンド型乗合タクシー実証運行周知 ※チラシ・ガイドマップを各施設へ配布

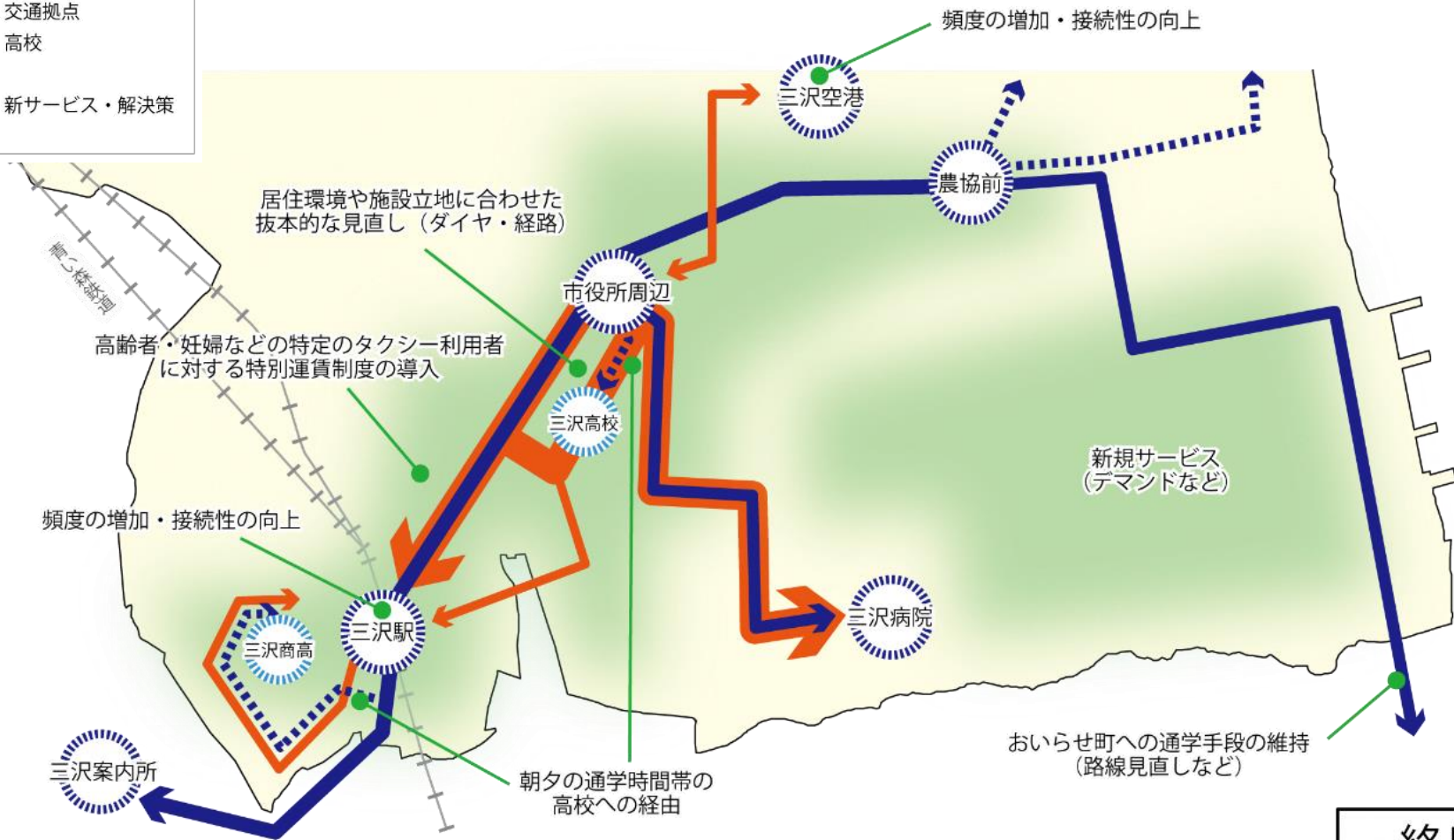
ミーティングポイント設置完了（自立式、表示板（バス停・ゴミ集積場・集会場）など）

デマンド型乗合タクシー実証運行周知 ※プレスリリース（車両公開）

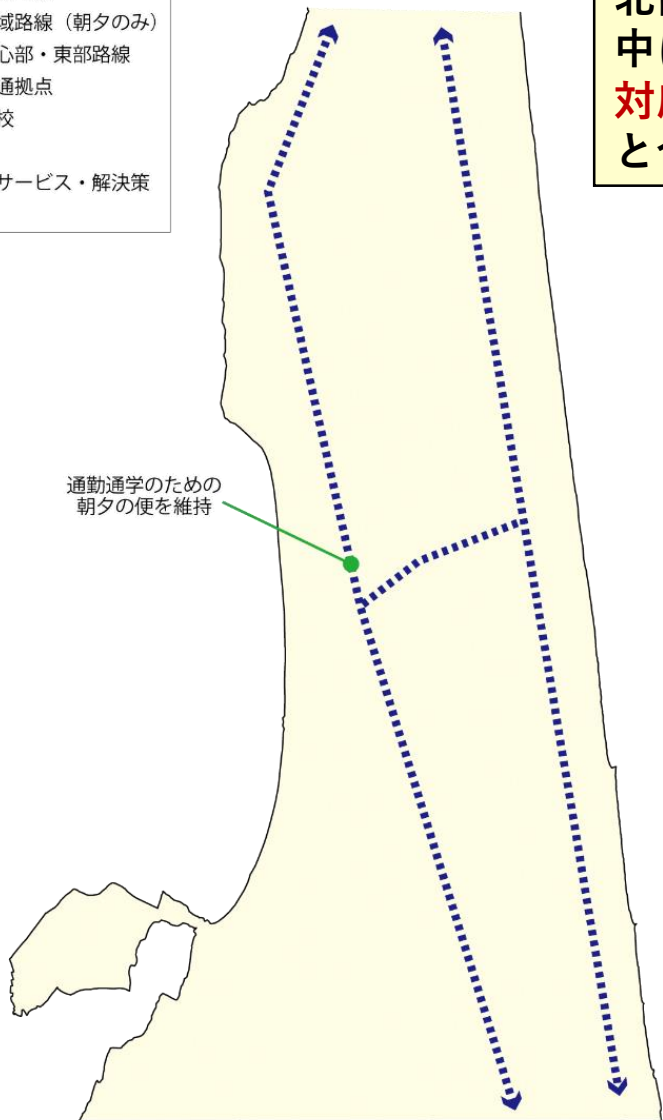
デマンド型乗合タクシー実証運行開始（令和5年12月20日～令和6年3月30日）

※同日、コミュニティバス路線再編による運行開始

-  広域路線
-  広域路線（朝夕のみ）
-  中心部・東部路線
-  交通拠点
-  高校
-  新サービス・解決策

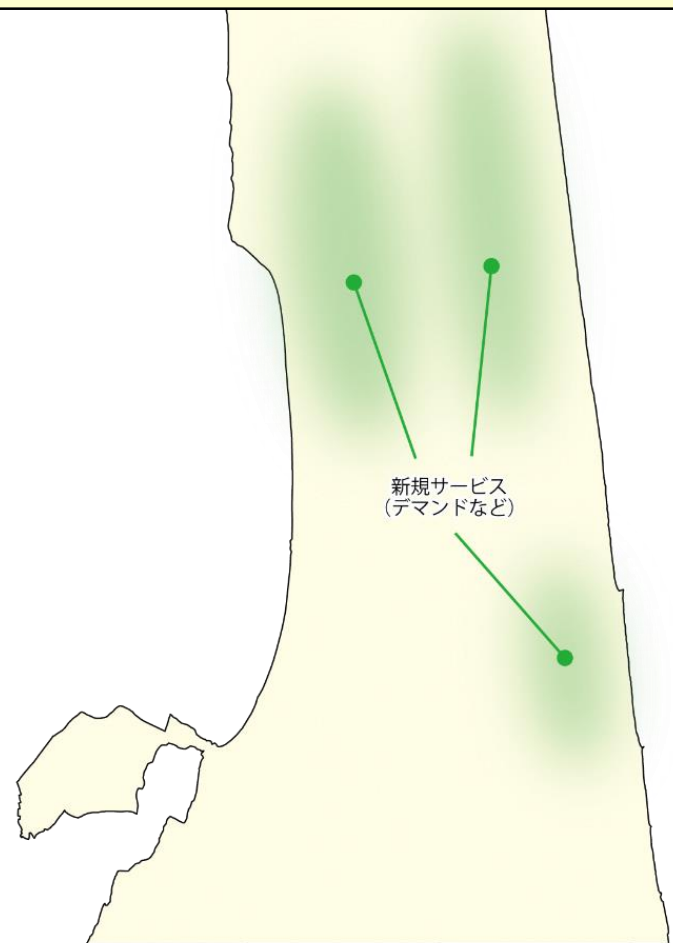


- ←→ 広域路線
- ←→ 広域路線（朝夕のみ）
- ←→ 中心部・東部路線
- ⊙ 交通拠点
- ⊙ 高校
- 新サービス・解決策

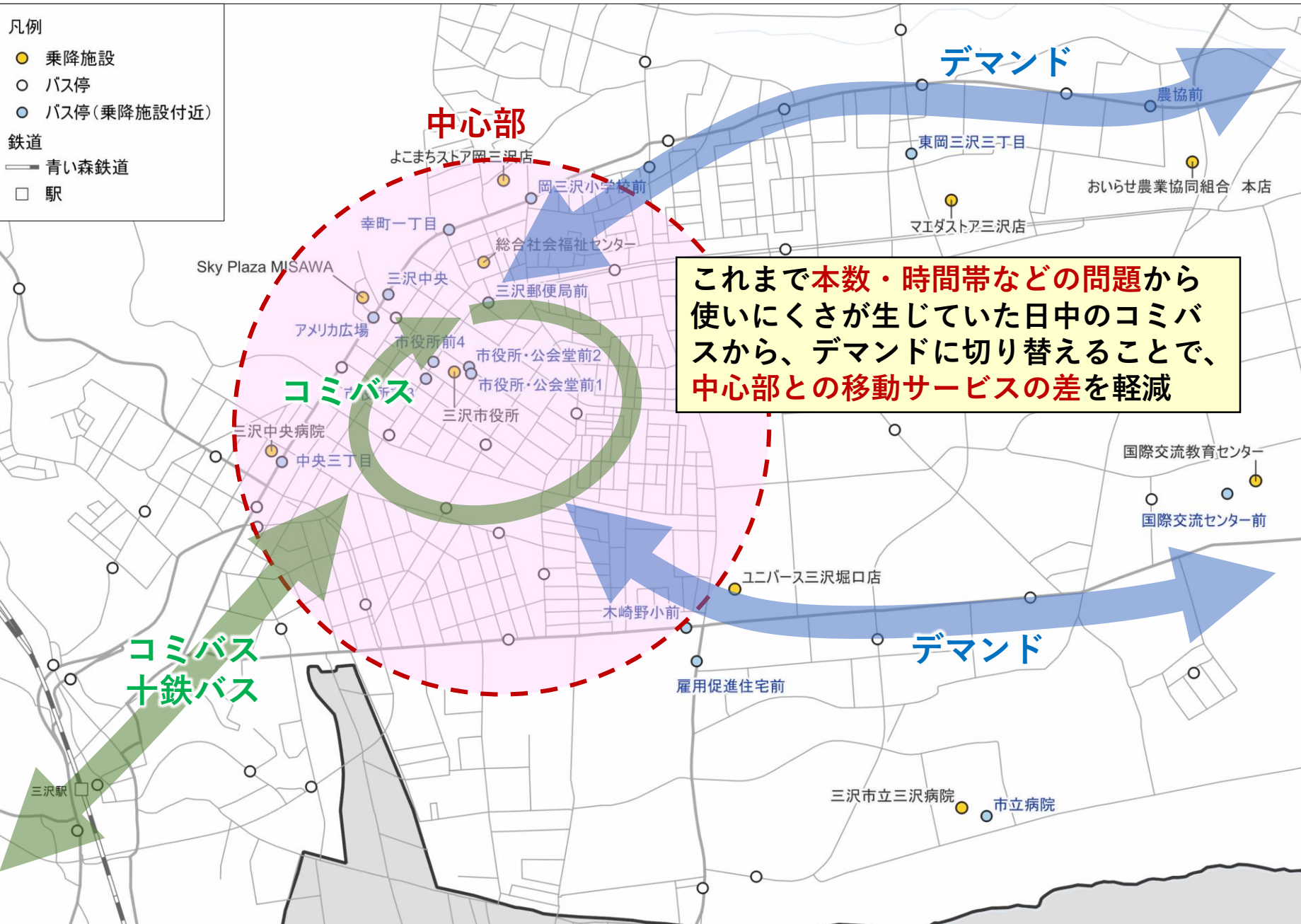


朝夕

北部の日中の運行を中心部の運行に置き換え、日中はタクシー事業者による**新たな移動サービス**で**対応**することは、前回の会議時点で各交通事業者と合意済み



日中



主な意見

高齢者の移動



- 毎日移動するわけではないが、定期的に買物や通院、役場での手続きなど、外出する必要がある
- 実際、バスを利用している人は少なく、自家用車かタクシーを利用している
- 使えない理由は『バス停が遠い』『運行時間が合わない』『運賃が高い』こと
- 家族による送迎は負担を感じている
- 友人による助け合いは事故が心配

学生の移動



- 中心部の高校に通う生徒もいれば、六ヶ所村の高校に通っている生徒もいる
- 通学費や時間的な制限から保護者が直接送迎している実態がある
- バスを使う教育が必要

取組の方向性

必要なときだけ、移動時間に合わせた**自宅周辺の乗降場所**や目的地から近い場所で利用できる、通常タクシーよりも**比較的安価**な移動サービスを検討

※移動販売など移動を伴わないサービスについては関係課と連携しながら別途検討

これまで通りの**運行を維持**しながら、より通学しやすい運行内容や支援サービスを検討



約6:00 ~ 8:30

バス
(定時定路線)



約8:30 ~ 17:00

新サービス



約17:00 ~ 18:00

バス
(定時定路線)



北部・東部

発



市街地

着



北部・東部

発

着

8～9時台

8:30～9:00

行き

9:10～9:40

9～11時台

9:20～10:00

行き

10:10～10:40

10:10～10:50

11:00～11:30

※1便目とは別車両

帰り

ドライバー昼休憩

12～14時台

12:30～13:00

行き

13:10～13:40

帰り

13:50～14:20

15～16時台

15:00～15:30

行き

15:40～16:10

帰り

16:20～16:50



北部・東部

発



市街地

着



北部・東部

着

8～9時台

8:30～9:00

行き

9:10～9:40

9～11時台

9:20～10:00

0.5時間滞在可能

10:10～10:40

10:15～10:50

4時間滞在可能

11:00～11:30

ドライバー昼休憩

12～14時台

12:30～13:00

3.5時間滞在可能

13:10～13:40

2時間滞在可能

13:50～14:20

15～16時台

15:00～15:30

行き

15:40～16:10

帰り

16:20～16:50

